個人情報の訂正等の手続・注意事項

１．訂正等の対象

信金中央金庫（以下「信金中金」といいます。）が保有する「個人情報の保護に関する法律」に定める「保有個人データ」が対象となります。

※「訂正等」とは、訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止をいいます。

２．訂正等にかかる相談窓口

信金中金営業店またはコンプライアンス統括部となります。店舗所在地、電話番号等は信金中金ホームページ、ディスクロージャー誌等でご確認ください。

３．訂正等の請求手続

(1)　訂正等の申込み

訂正等の申込みは、営業店等の店頭での申込みと、コンプライアンス統括部あて郵送による申込みとがあります。

イ．営業店等の店頭での訂正等の申込み

信金中金のホームページまたは店頭で入手できる個人情報訂正等申請書（以下「申請書」といいます。）に訂正等を依頼する内容を記入し、提出してください。

ロ．郵送による訂正等の申込み

申請書に訂正等を希望する内容を記入し、以下の先へ郵送してください。

なお、郵送費用はお客さまのご負担となります。

〒１０３－００２８　東京都中央区八重洲１丁目３番７号

信金中央金庫　コンプライアンス統括部コンプライアンスグループ

(2)　訂正等の請求に必要な書類

- 申請書
- ご本人であることを確認できる書類（運転免許証、パスポート等）
- 委任状（代理人による訂正等の請求の場合）
- 代理人であることを確認できる書類（代理人による訂正等の請求の場合）
- 個人情報開示回答書（すでに、本人が開示請求を行った場合）
- 訂正等の根拠となる事実を示す書類

(3)　本人確認

ご本人への成り済ましによる情報漏えいを防止するため、訂正等の請求にあたり本人確認を行います。

イ．営業店等の店頭での訂正等の申込み

運転免許証・パスポート等の法令で定められたご本人であることを確認できる書類をご持参ください。

ロ．郵送による訂正等の申込み

申請書と一緒に運転免許証（写）・パスポート（写）等の法令で定められたご本人であることを確認できる書類をご郵送ください。

なお、ご郵送いただいた書類は、ご返却いたしません。

(4)　訂正等を行うまたは行わない旨の通知

イ．通知時期

原則、申請書を受け付けてから２週間以内とします。

ロ．通知方法

直接ご本人に、書面または口頭で回答させていただくこともございます。

４．訂正等の請求にかかる注意事項

(1)　訂正等の請求の際の留意点

訂正等にあたっては所要の手続が必要ですので、訂正等の申込みと同時に訂正等の判断、訂正等を行うことはできません。

(2)　訂正等の期限

原則、信金中金が訂正等を受け付けた日より２週間以内に調査を行い訂正等を行うまたは行わない旨の判断を行います。ただし、信金中金に止むを得ない事情がある場合には、訂正等を行う期限をさらに２週間を超えない範囲で延長する場合があります。

(3)　訂正等の請求にかかるご依頼人への連絡

申請書の電話番号欄は、訂正等の請求にかかるご照会をさせていただくことがあるため、日中のご連絡可能な番号をご記入ください。

また、本人確認ができなかったため、訂正等の請求をお受けできなかった場合についても当該電話番号あてにご連絡させていただきます。

(4)　訂正等の内容にかかる照会窓口

訂正等の内容についてのご照会は、コンプライアンス統括部コンプライアンスグループあてにお申し出ください。

・ 電話番号：０１２０－５２８－５９２
・ 受付時間：午前８時４５分～午後５時１５分

（２０２５年４月１日改正）

個人情報訂正等申請書

年　　月　　日

信 金 中 央 金 庫　御中

申請者

住　　所

氏　　名　　㊞

電 話 番 号

（お届の印鑑を押印して下さい。）

個人情報保護法の規定にもとづき、下記のとおり訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下「訂正等」という。）を依頼します。

記

依頼内容 （イ ～ ヘに○を付す。）	イ．訂正、　ロ．追加、　ハ．削除、　ニ．利用の停止、 ホ．消去（個人情報全ての消去）、　ヘ．第三者への提供の停止
依頼の対象となる個人情報	
訂正等を行った後の個人情報	

（注）１．訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出して下さい。

２．開示を行った内容として、個人情報開示回答書の提示を求める場合があります。

以　上

信金中央金庫使用欄		
申請者の本人確認書類	（例：１．運転免許証、２．パスポート）	お客様確認欄
備　　考		

（信金中央金庫）共通Ｓ-0069 保 10 ㊞